

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 井上
日 時	令和元年9月13日(金曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午後 2時57分
出席委員	◎福井 ○木村 三上 浅田 山本 松山 木曾 石野		
執行機関 出席者	<p>山内市長公室長、小栗人事課長、内藤人事課副課長、阿比留人事課給与係長、竹村ふるさと創生課長、荒美ふるさと創生課婚活・定住支援係長、垣見秘書広報課長</p> <p>浦企画管理部長、山本財政課長、玉井財政課財務係長、今西財政課予算係長、柏尾総務部長、石田総務課長、森川自治防災課長、野々村税務課長、菊井自治防災課主幹、松野総務課副課長、牧野自治防災課副課長、大石税務課副課長、名倉総務課総務係長、湯浅自治防災課消防係長</p> <p>吉田会計管理室長、野々村財産管理課長</p> <p>片山教育部長、國府教育部次長、亀井教育総務課長、鵜飼歴史文化財課長、平田学校給食センター所長、谷図書館長、野澤図書館主幹</p> <p>由良環境市民部長、山内環境政策課長</p>		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長		
傍聴	可	市民 0名	報道関係者 0名 議員 3名(小川、赤坂、三宅)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

10:02

3 議案審査

(市長公室 入室)

10:02～

【市長公室】

(1) 第7号議案 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

《質疑》

<木曾委員>

改正された内容を、わかりやすい具体例を示して説明してほしい。

<人事課長>

公務員のための資格や採用試験には、欠格条項というのがある。被後見人、被保佐

人などは試験を受けることができる条件から一律に排除されている。その人を見て判断しなさいということが法改正の趣旨である。

<木曾委員>

身体障がい者などで被後見人になられている人が、採用試験を受けた時に不利益にならないように、今回改正をしたということか。

<人事課長>

現在はそういう人は申し込むことすらできない。今回の改正で、試験を受けていただくことができるようになる。人を見て判断させていただくというように改正するものである。

<三上委員>

新旧対照表の最初に、職員の給与に関する条例が出ている。これでは、給与をもらっている職員が何かの理由で途中で被後見人になるようなことがあれば自動的に失職したが、今回の改正で、その条項を外して、普通退職などということになる。

<人事課長>

被後見人となったから一律に失職ということではなく、その職にふさわしい能力があるかどうかを個別に判断しなさいということになった。

<木曾委員>

公務員も被後見人になれるという条項が入ったということか。

<人事課長>

判断能力が欠けて後見人が付いたとしても、その人の状況を見て判断することになった。

<木曾委員>

それは誰が判断するのか。市長が個々に判断するということか。

<人事課長>

そうである。

(質疑終了)

10 : 14

(市長公室 退室)

(企画管理部 入室)

10 : 16 ~

【企画管理部】

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

企画管理部長	あいさつ
財政課長	説明

《質疑》

<木曾委員>

繰入金を入れた財政調整基金残額はいくらになるのか。

<財政課長>

平成30年度末残高が約11.9億円、そこに決算剰余金の2分の1の2.8億円を積み立て、当初予算で取り崩す予定として計上している3億円を差し引きすると、令和元年度の年度末残高は11.7億円の見込みとなる。

<福井委員長>

3億円を使い切らなければもっと残るということである。
(質疑終了)

10:21

(企画管理部 退室)

(総務部 入室)

10:23～

【総務部】

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

総務部長 あいさつ
各課長 説明

《質疑》

<石野委員>

13ページ、過年度還付金。1社で1千万円の還付があるということだが、前年度の分か。

<税務課長>

法人市民税は、納税義務者である法人が自ら税額を算出し納付する申告納付を行う。6カ月を超える事業年度の普通法人は、事業年度開始以降、6カ月を経過した日から2カ月以内に中間申告を行わなければならない。中間申告で、前年度確定法人税額の半分を納付しなければならないことになっている。事業年度を4月から3月までとしている法人が多く、9月が中間月となるので、昨年度の11月に中間申告税額を納付した法人が、今年度の6月に確定申告により中間申告税額が確定申告税額を上回った場合、確定申告書にて還付請求をすることになっている。前年度に中間申告で納めた税額の還付となることがある。今年度、1社約1,000万円の還付が発生したため、今回増額補正をお願いするものである。

<石野委員>

29ページ、消防団経費。消防団員に半長靴50足を貸与するとのことだが、現在、団員全てに半長靴は貸与されているのか。

<自治防災課主幹>

各団員1足ずつ貸与している。

<石野委員>

50足を貸与する割合は。

<自治防災課主幹>

消防団本部団3役と正・副分団長に貸与する。

<松山委員>

13ページ、情報化推進経費。AIとRPAの違いは。

<総務課長>

今回のRPAは単純作業で、パソコンのソフトウェアのようなものである。

<松山委員>

AI-OCRとの関係は。

<総務課長>

AI-OCRは、AIの技術を取り入れたOCRで、手書きの申請書などを読み込んでデジタルに書き換える機能である。

<松山委員>

それではA Iとは別物ということか。

<総務課長>

一般質問で出ていたA Iのような、知能を持って考えるというレベルではない。

<木曾委員>

執行見込みと効果を対比して書いてあるが、効果額は各年度を足していった合計額ということか。

<総務課長>

令和元年度から5年度までのトータルの効果額である。

<木曾委員>

なぜ当初予算でなく今の時期に補正予算として出すのか。

<総務課長>

来年度当初予算に計上予定であったが、7月20日に総務省からR P A導入経費について3割の交付税措置を講ずるとの通知がきたので、急きょ補正で上げさせていただいた。

<木曾委員>

効果の説明は。

<総務課長>

先月の月例会で効果を説明させていただいた。

<浅田委員>

29ページ、消防施設整備事業費。エンジンカッター、油圧カッターを購入するにあたっては講習会が実施されるとのことだが、全員を対象として誰でも使えるようにするのか。講習会を受講した人だけが使えるようにするのか。

<自治防災課主幹>

配備時にメーカーから講習会をしてもらうが、消防団の役員が対象になる。それを団に持ち帰り、全員に周知してもらう。

<浅田委員>

今後、毎年入団してくる新入団員への講習は。

<自治防災課主幹>

まずは消防団の中で伝達していただき、消防署員にも講習を依頼する。

<浅田委員>

安全対策を徹底してほしい。

<福井委員長>

エンジンカッターは今まで消防団になかったのか。

<自治防災課主幹>

東日本大震災で死亡された消防団員が多かったことから、平成26年に消防団の装備品が改正され、以降、順次配備しているものである。

<山本委員>

13ページ、情報化推進経費。R P Aは6業務から40業務に増えるとの説明だが、中身はこのままでいくのか。初期導入費用だけで、この効果額があるのか。

<総務課長>

初期導入4台分のライセンス料だけである。途中で業務が増えるから費用が上がるということはない。

<三上委員>

実証業務は今、どこかの課でやっているのか。

<総務課長>

平成30年度の事業であるので、今は行っていない。

<松山委員>

毎年度6業務拡大していくとのことだが、6業務の根拠は。

<総務課長>

プロジェクトチームを作り、どのような業務ができるか検討している。6の根拠はない。

<松山委員>

業務数をふやせばもっと効果が上がるのではないかと単純に思った。

<総務課長>

6業務というのは、業者に作成させるシナリオ数である。明日、職員説明会を行うが、職員が理解しシナリオを作れるようになれば、業務数を増やすことができる。そうなることを目指している。

<木村副委員長>

29ページ、消防施設整備事業費。消防団のエンジンカッターは、どのような時に使うのか。

<自治防災課主幹>

油圧カッターは、切断、持ち上げ等ができる。エンジンカッターは、刃を替えることでコンクリート、金属などの切断が可能となる。人命救助や道路の障害物の撤去などで使用する。

<木村副委員長>

エンジンカッターを使ってケガをされた時の保障はどうなっているのか。

<自治防災課主幹>

公務災害補償で対応する。

<木村副委員長>

どれくらい保障されるのか。

<自治防災課主幹>

手元に持ち合わせがないので後で資料を出す。

(質疑終了)

10:54

(総務部 退室)

(会計管理室 入室)

10:55～

【会計管理室】

(1) 第6号議案 令和元年度亀岡市畑野財産区特別会計補正予算(第1号)

会計管理室長 あいさつ

財産管理課長 説明

《質疑》

なし

10:58

(会計管理室 退室)

(教育部 入室)

11:00～

【教育部】

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

教育部長 あいさつ

各課長 説明

《質疑》

<松山委員>

33ページ、文化資料館管理運営経費と「亀岡150周年」から始める未来ビジョン経費。文化資料館にはどれだけの人が来られる想定なのか。

<歴史文化財課長>

大河ドラマ館は年間50万人の来場者を想定されている。その7%を歳入で計上している。

<松山委員>

最低でもそれくらいということか。

<歴史文化財課長>

もっと入れる努力はしていく中で、最低でもそれくらいの入館者は必要だと自覚している。

<松山委員>

来てもらうための工夫は。

<歴史文化財課長>

1月から大河ドラマの放映が始まる。土曜日の午後に再放送が行われる。文化資料館で再放送のパブリックビューイングを行い、登場人物の人となりや亀岡との関係を解説しながら楽しく見ていただく。文化資料館の展示もわかりやすく見ていただくという工夫を考えている。

<松山委員>

33ページの使用料は、何に使うのか。

<歴史文化財課長>

高速道路代や、東京や熊本から実物や写真を借りる際、それを所有する施設に対し、その施設の規則で定められた金額を支払う必要があるため、借用謝礼としての使用料である。

<石野委員>

31ページ、給食センター管理経費。給食センターのボイラーの取り替えは、今回で何回目になるのか。

<給食センター所長>

平成11年度の設立当初から、今回が初めての取り替えである。

<三上委員>

33ページ、文化資料館管理運営経費。文化資料館の入り口、ロビー、トイレを改修するとのことだが、具体的にどう改修するのか。

<歴史文化財課長>

現在、建築住宅課で図面案を準備中である。入口は、亀山城のような和風の城をイメージできるようなしつらえを考えている。風よけ室には、円山応挙の波涛図をプリントしたパネルを展示してはどうかと考えている。ロビーには、亀岡盆地は元々

湖だったということから、神様が鍬やすきを持って保津狭を開いて肥沃な土地ができたというような内容の、大判の絵を掛けることを考えており、市内の画家に相談を持ちかけている。もうひとつのロビーには、パブリックビューイングができるスペースを作る。また、京都府内の自治体誌や明智光秀関連図書を、閲覧しやすく並べる。トイレは、現在、男女の仕切りの上が開いている状態である。水洗、洋式、ウォッシュレットを付け、きちっと区切った形にする。

<三上委員>

市民の飼っている蚕の展示や夏の戦争展など、現在恒例となっているロビー展は、続いて行われるのか。

<歴史文化財課長>

常設的な展示の手前にボードを設置し、展示ができるよう考えている。

<三上委員>

新資料館構想は、今回のことで先送りになるのか。

<歴史文化財課長>

そうならないようにしたい。今回、多くの方に来ていただくためのトイレなど最低限のしつらえを行う。新資料館構想も粛々と準備を進める。議員の応援もいただきながら進めていきたい。

<山本委員>

31ページ、給食センター管理経費。ボイラー改修の業者選定はどう考えているのか。

<給食センター所長>

市内の設備建築業者を対象に数社を指名し、入札を行い決定したいと考えている。

<木曾委員>

33ページ、文化資料館関連経費。文化資料館の展示品は、東京や熊本から借りるということだが、大事な物を破損した場合の保険はどうするのか。

<歴史文化財課長>

運搬経費の中に保険料も含んでいる。

<木曾委員>

31ページ、給食センター管理経費。給食センターのボイラーが故障したとのことだが、現在、給食が作れない状態であれば他の業者に委託しているのか。

<給食センター所長>

ボイラーは3台あり、日々ローテーションで2台稼働し1台は休止している。現在は2台で稼働している。設置後20年が経過し、残る2台もいつ故障してもおかしくない状態であるので早期修繕を行いたい。

<木曾委員>

毎年1台ずつ更新するようにお願いする。

<木村副委員長>

33ページ、文化資料館関連経費にかかわって、大河ドラマ館と文化資料館は離れているが、双方の来館者に対する広報は考えているのか。

<歴史文化財課長>

JR亀岡駅改札前の石田梅岩像の辺りが分岐点になるので、そこに表示をする。かめまるマートにポスターを展示し、大河ドラマ館にできる観光協会のブースにチラシを置く。大河ドラマ館は既に前売り券を発売しているが、大河ドラマ館と文化資料館の共通券を作ることも考えている。

(質疑終了)

(2) 第9号議案 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

教育総務課長 説明

〈質疑〉

<松山委員>

副食費に関して、市民に説明する機会はあったのか。

<教育総務課長>

副食費に限らず保育料無償化について、広報紙で広報するとともに、各園から説明いただいている。

<木村副委員長>

新旧対照表9ページ、幼児が2人以上であれば預かり保育は半額となるとあるがどういうことか。

<教育総務課長>

預かり保育料は、無償化の対象とならない世帯もある。その方にはこれまで通り保育料を徴収することになる。園児が2人通っておられる世帯は、負担がかかるということでこれまで通り半額となる。

<木村副委員長>

預かり保育とは。

<教育総務課長>

新旧対照表12ページ、預かり保育料については別表がある。幼稚園では、朝、登園してから午前中は、教育時間として過ごしていただいている。その後、教育時間終了後から午後5時まで、あるいは4時まで、表の区分に従って預かり保育を実施している。

(質疑終了)

(3) 第11号議案 亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

図書館長 説明

〈質疑〉

<三上委員>

市内のほとんどの公共施設の駐車料金は無料だが、図書館駐車場が有料となった経過は。

<図書館長>

単なる駐車場であればゲートは要らないが、図書館の立地は、駅も近く色々な方が車を止められ、管理が困難で近隣の方に迷惑がかかることから、ゲートを設けて管理することとした。新駐車場にあわせて、従来からの駐車場のゲートについても老朽化していることから機器を更新するが、590万円ほどかかっている。新駐車場のゲートも同程度かかっている。ゲートの保守点検に、年間40万円ほどかかっている。また、現行駐車場では年間5万7,000台が駐車されるが、記録紙などの消耗品代もかかっている。駐車場利用者には、受益者負担として料金をいただい

いる。図書館や総合福祉センター利用者以外では、亀岡祭や花火大会、小・中学校の入学式・卒業式、近隣商店の利用など、様々な一般市民の利用がある。経費を割り返して駐車料金をいただいている。

<三上委員>

以前から料金をとっている。ここだけが有料になった歴史的経緯は。

<図書館長>

駐車場整備にかかったコストを受益者に負担していただくという趣旨で有料とした。他の施設はラインだけが引いてあるという状態である。図書館の広い場所で同様の対応として、交通事故が起こってはいけない。無秩序に利用されないよう制御するために有料とさせていただいている。

<木曾委員>

駐車場の土地は、もともとは財務省が持っていたものを亀岡市が払い下げを受けた。その土地代を返していかなければならないことと、整備のこともあり有料になった。他の土地とは違った状況からスタートしたということ覚えておいた方が説明もしやすいと思う。

<三上委員>

利便性の高い土地なので、目的外使用をされると困る。図書館と総合福祉センターの利用者は、2時間以内無料になっていると認識している。総合福祉センターでは、体操、卓球、ヨガなど様々な文化活動をされているが、準備から後片付けまでを入れると2時間を超えてしまう。いったん活動を中座し、車を出し、車を入れなおして活動に戻られるのをよく見かける。料金がかからないようにするためには仕方がないことだと思う。市民にすれば、行くたびに200円をとられるのは困ると感じるが、どのように把握しているのか。

<図書館長>

駐車場を有料とした当初、図書館の利用は2時間くらいで収まるだろうという想定で2時間まで無料と設定している。総合福祉センター利用者も2時間まで無料としているが、無料ありきではなく、特例として措置をしている。近隣の図書館を調べたところ、福知山市立図書館は1時間半まで無料、醍醐中央図書館は商業施設に併設されており1,000円以上買えば2時間無料、右京中央図書館は1時間無料という設定になっている。京都市内の一定規模の図書館で無料としているところはない。図書館か総合福祉センターの利用者で、歩行移動が困難な方は、申し出により3時間無料という配慮を行っている。

<三上委員>

図書館の例を言われたが、総合福祉センターも規則により駐車場を利用できることになっている。図書館利用者には2時間で十分だということわかっている。厚生会館、亀岡会館、中央公民館が無くなった。それらの駐車場は無料だった。それらの施設を利用していただいていた人たちは、現在ガレリアかめおか総合福祉センターを利用している。ガレリアかめおかの駐車場も無料である。総合福祉センターの利用者だけが苦心されている。2時間を延長すると困ることがあるのか。

<図書館長>

業務面ではできるが、これまで2時間という制約があるということで、乗り合わせなど工夫していただいた方もいる。2時間で車を出すことで駐車場が回転していく。満車で待っていた方も動きがあることで入ることができていた。また、3時間まで無料となると収入が下がってしまうので、財政的な面での負担が増えると考えている。

<三上委員>

市民の困っていることよりも財源だと捉えていいか。

<図書館長>

図書館と総合福祉センターの利用者以外の市民は料金を払っておられる。そういう方が5%おられる。95%の方は無料である。5%の方に駐車場の維持料を負担いただいていることを考えると、利用者に喜ばれたいという気持ちはあるが少し負担いただければとも思う。待っている車が入れなくなるということもあるのでご理解いただきたい。

<三上委員>

駐車台数が倍近くの66台になる。乗り合わせをせず個々に来られたら満車になるというシミュレーションをしているのか。

<図書館長>

現在、図書館利用者よりも総合福祉センター利用者の方が多く駐車場を利用されている。親子で図書館に来られても満車で入れないということも起こっている。総合福祉センターの各曜日の利用を調べると、例えば第2月曜日の午前であれば68人が定期的にサークルで利用される。駐車できる台数が増えることで、車で来る方が増えることも考えられる。昭和55年設立当初3万冊であった蔵書数が、現在は14万冊である。ガレリアかめおかの図書館の倍以上の冊数がある。絵本の数も多い。これまで車が停められないからとガレリアかめおかの図書館へ行っていた方にも中央館に来ていただけることを期待している。

<三上委員>

図書館が苦心されていることは理解するが、駐車場は総合福祉センター利用者も停められると規則に定められているので、市民の利用の現状を真摯に受け止めて考えるべきだと思う。目隠しをするために工事をすることだが、1階のバスの部分だけか。

<図書館長>

1階、2階、3階全てである。先ほどの続きになるが、新駐車場は南郷公園に近いので、観光客の駐車も期待できると考えている。

<木曾委員>

障がいのある方には3時間無料とするといった運用を現在もされているということもあるので、団体の利用者のうちで1台は準備や後片付けのために3時間無料とするように便宜を図ってはどうか。運用面での対応をすればいいのではないか。

<図書館長>

総合福祉センターと調整して検討する。

<木曾委員>

西友の駐車場が、これまで2時間まで無料であったのが1時間までに変更されたので、図書館駐車場の2時間無料を使う人も増えてくると思う。苦情を聞くのは図書館になるので気の毒であるが、総合福祉センターと調整してほしい。

<教育部長>

図書館と総合福祉センターの利用者のいずれにも公平に対応しなければならない。近隣の有料の民間の駐車場とのバランスをとる必要もあると考える。一方、特別の支援を要する方への対応も必要である。図書館と総合福祉センターとで連携を取りながら、条例や規則に基づき運用し、引き続き住民や利用者の声を聞いて対応していきたい。

(質疑終了)

(教育部 退室)

(休憩)

12:10～13:00

13:00

4 討論～採決

《委員間討議》

<三上委員>

1点目はRPAの導入について、試算がどうなのか。人員削減につながると困る。市民サービスの向上につながるのか意見を聞きたい。

2点目は図書館駐車場料金について、運用と実態とがどうか。安全面でも事故やトラブルが増えそうで心配があり論議したい。

<福井委員長>

RPAの導入についての問題提起に対して、発言をお願いします。

<木曾委員>

働き方改革の一環であれば実施しなければならない。削減ありきであれば問題だ。

<三上委員>

RPA導入により削減できた時間は、人でなければなしえない対応を行うとのことだが、担保されるのか、今後注視していかなければならない。

<山本委員>

事務処理の改善に終わらず、より高い価値のある業務ができているか、効果を検証していくべきである。

<木曾委員>

OCRで読み取る際、申請書の中で読み取れない部分をどうするかという課題があるが、単純作業を減らすことは賛成である。初歩的な入力ミスは改善される。導入後、どう検証していくかが大事だ。

<浅田委員>

職員に心のゆとりができ、余裕を持って仕事ができるようになればいいと思う。

<山本委員>

効果見込みがわかったようでわからないところがある。実際に現場で実施した結果を聞く機会があればいいと思う。

<福井委員長>

次に、図書館駐車場料金について、発言をお願いします。

<三上委員>

総合福祉センターは、午前9時から12時まで3時間利用できるが、駐車場は2時間を超えると料金がかかるので、利用者は車の入れ替えをされている。これまでの駐車場は入口と出口が別で流れがあったが、新駐車場は出入口が同じになる。入口は、亀岡小学校方面から来ると右折することになる。右折禁止にすると、府道がすぐ近くにあるので駐車場入り口に車が並ぶと危険である。入れ替えは、活動の合間にしているのだから、慌てていて、事故やトラブルが起きやすい。入れ替えは良くないことだと思う。危険だと思うが、無理してもされるだろう。時間については実情にあわせた形にすべきだと思う。

<木曾委員>

この条例は、図書館の駐車場の条例である。総合福祉センターの駐車場の管理上の条例ではない。駐車場ができた時の経過も踏まえ、ここにはこれだけの駐車場が必要だという議論があったと思う。図書館利用者だけでいつも満杯ということもないので、総合福祉センター利用者も使うことになった。それが次第に拡大していき、総合福祉センター利用者が主体になってきているように思う。亀岡会館があった時はもっと大変だったが、それぞれの施設の駐車場を上手く運用しながら公共施設を使ってきた。利用の幅については、運用で考えていく方が賢明だと思う。

<福井委員長>

亀岡市立図書館運営規則第22条に駐車料金の減額という項目があり、「亀岡市立図書館中央館に隣接する公共施設（総合福祉センター）の利用者が駐車場を使用する場合、2時間までは無料とする。」これが第1項で、第2項は、「前項の規定にかかわらず、教育長が公益上その他特別な理由があると認める時は、無料とする時間を延長することができる」という規定がある。

<浅田委員>

規定があるとのことなので、臨機応変に対応していくことでいいと思う。

<松山委員>

利用者が現状で困っているということ、入れ替えが危険だということはよくわかるが、2時間無料を3時間無料にすることで解決につながるかどうか、情報が少なすぎてわからない。規則に則って、運用の中で対応するのがいいと思う。

<山本委員>

運用として扱うのであれば、書面で残すべきだと思う。総合福祉センター利用者にとっては3時間無料になれば利便性が上がるが、それ以外で駐車したい人にとっては待つ時間が増えて困ることになるかもしれない。運用の中で、対象者をきっちりと決めていけばいいと思う。

<石野委員>

総合福祉センターと図書館とで協議してやってもらえばいいと思う。

<木村副委員長>

口頭である人は3時間無料とするのは良くない。無料にする対象者を限定して明記すべきだと思う。

<三上委員>

良い機会なので問題提起した。市民は切実な思いを持っておられる。危険なことも実際にあり、総合福祉センター関係者も何か事故が起こったらと心配されている。3時間無料というのも、色々と実証したわけではない。入れ替えをする人もいるけれども、逆に入れない人もどれだけいるかということも精査しないと時間を決められないと思う。総合福祉センター利用者で、準備や後片付けを合わせると2時間を超えてしまう人に、200円払わせるのではなく、配慮することが可能であればそれでいいと思う。活動が充実されるよう、安全面からトラブルが起こらないようになればいいと思う。

<福井委員長>

2点について委員間討議を行ったが、討論に入るまでに意見があれば出してほしい。

<木曾委員>

図書館駐車場について、総合福祉センターの利用申し込みをされる時に、1団体1名に限り申し出により無料時間の延長ができるというような規定を設けるよう指摘してはどうか。

<三上委員>

条例の修正案を用意していたが、皆さんの意見がそういうことであれば、一步でも二歩でも前進する形になればいいと思う。

<木曾委員>

RPAについては、今後検証する必要があるということ、委員長報告の中に入れていただきたい。

<松山委員>

私も、今後検証するようにと委員長報告に入れてほしいと思う。
(委員間討議終了)

《討論》

なし

《採決》

<福井委員長>

賛成者は挙手願う。

第1号議案	(一般会計補正予算)	全員賛成	可決
第6号議案	(畑野財産区特別会計補正予算)	全員賛成	可決
第7号議案	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	全員賛成	可決
第9号議案	市立幼稚園条例の一部改正	全員賛成	可決
第11号議案	市立図書館条例の一部改正	全員賛成	可決

13 : 34

《指摘要望事項》

<木曾委員>

第1号議案の中のRPAについては、委員長報告の中で今後検証するようにとの文言をいれていただければいいと思う。第11号議案の市立図書館条例については、指摘要望事項として、運用について利用者に十分配慮されたいということをお願いしたいらどうか。

<福井委員長>

RPAについては、委員長報告の中で今後しっかり報告するようという内容の文言を入れる。図書館条例については、図書館と総合福祉センターの利用者について運用を柔軟に図るということでもいいか。

<木曾委員>

利用者に対し最大限の便宜を図るというように運用すればいいと思う。

<三上委員>

駐車場に関するこれまでからの課題と、増設による新たな課題をしっかりと捉え、市民サービス向上の観点から、市民が安全で快適に利用できるように努められたいというような内容にしてはどうか。図書館と総合福祉センターの利用者のことは、明記することはできないと思う。

<福井委員長>

RPAについては、委員長報告の中に入れる。指摘要望についてはそれでいいか。

文言については、今確定しなければならないのか。

<事務局長>

指摘要望の文言は、この場で決めて共通認識していただければ有り難いが、それができない場合はある程度趣旨を共通認識していただき、正・副委員長に一任いただくこともできる。

<木曾委員>

市立図書館運営規則の中に規定があるのに、運用の中で柔軟にということ指摘要望事項としてもいいのか。審議しているのは条例についてであり、運用のことを指摘してもいいのか迷うところだ。

<福井委員長>

議案としては運用の議案ではない。新駐車場が増設されるので、バス台も含めて駐車料金を決める案件である。

<木曾委員>

施設管理者と今後の運用については十分協議するようということしか書けないのではないか。

<福井委員長>

指摘要望事項として、今の趣旨を入れるということでもいいか。

<三上委員>

安全面のことも入れてほしい。駐車場に出入りすることも、安全面でありあまり良くない。安全面や対象となる施設利用者の実情を考慮して適正に運用されるように努められたいということでもいいのではないか。所管部には、具体的にこうしてあげるようということ別途言ってはどうか。

<福井委員長>

安全面も含めた運用全般について、施設とも協議し、適正に運用するようという内容でいいか。

<山本委員>

総合福祉センター利用者の実情から運用面で配慮することはいいと思うが、図書館利用者からは、駐車場が満車で待たなければならないということも聞いている。現図書館駐車場は、奥まで入らないと満車かどうかがわからない。入っていったが満車だったので、バックして出ていき他の駐車場を探さなければならないということもあり、それも危険だ。これも安全面のことであり、こういうこともあると知っておいてもらいたい。

<福井委員長>

出入庫時の安全面とするか。だが、そうすると限定することになるので、安全面と運用の協議について指摘要望することとして委員長報告を行う。文言は正・副委員長にお任せいただきたい。10月1日の委員会でご確認いただきたい。

—全員了—

13 : 45

5 行政報告

(1) ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの実施について

市長公室長 あいさつ
各課長 説明

《質疑》

＜木曾委員＞

市外の人しか寄附できないのか。

＜福井委員長＞

まずクラウドファンディングについて説明してほしい。

＜ふるさと創生課長＞

ふるさと納税とクラウドファンディングの違いは、ふるさと納税は自治体を応援したいのだがこんないい品物があるというように物が先であるが、クラウドファンディングは地域課題が先になる。物が先か目的が先かという違いがある。また、今回のクラウドファンディングは、楽天のサービスを利用する。楽天の返礼品を通じての申し込みとなるため、市民からの申し込みはできないことになっている。

＜福井委員長＞

ふるさと納税は自治体に寄附する。クラウドファンディングは目的にする。例えば走田神社の木が倒れたので援助を求めるといった目的がある。返礼品ではなく単なるお礼である。

＜山本委員＞

手続きはふるさと納税と同じか。

＜ふるさと創生課長＞

同じである。

＜山本委員＞

ふるさと納税は用途を選んで寄附をしている。ふるさと納税の用途として増やす方法も考えられたのに、敢えて今回の方法を選んだ理由は。

＜ふるさと創生課長＞

専用窓口を持つことで寄附者にダイレクトに訴求することができることと、市の取り組みのPRになるからである。市のエコの取り組みを広く全国にPRできる。強調することができる。

＜木曾委員＞

かめおかプラスチックごみゼロ宣言プロジェクトとして寄附を集めたいということだが、この返礼品にはどのような物があるのか。

＜ふるさと創生課長＞

京野菜、お米、お肉、環境に配慮した蜜蝋から作ったラップなどがある。

＜木曾委員＞

寄附額によって返礼品が違うのか。

＜ふるさと創生課長＞

金額によって違う。1万円の寄附であれば3,000円相当の返礼品である。

＜福井委員長＞

クラウドファンディングをした人に税控除はあるのか。

＜市長公室長＞

福井委員長がイメージされているのは民間に対して行うクラウドファンディングである。民間団体に寄附する場合は、税控除は受けられない。自治体に寄附するふるさと納税型のクラウドファンディングは、税控除を受けられる。

＜木曾委員＞

目標額は1,000万円となっているが、返礼品代として3割必要であっても、寄附が1,000万円集まれば目標達成ということになるのか。ということは、目標は500万円なのか。

<市長公室長>

目標額は1,000万円だが、返礼品代や諸経費で概ね半分が必要である。

<福井委員長>

目標額に届かなければ没収されるということはないか。

<市長公室長>

目標に達しなければもらえない方法と、集まった分だけもらえる方法とが民間でもある。今回は、目標額に届かなくても集まった分だけもらえる方法になる。

<木曾委員>

目標額に達しなかった場合、別の事業に活用する可能性があるとの注釈があるがどうなのか。

<環境政策課長>

プロジェクトのメインはフライバックの作製であるが、幅広くエコの取り組みに使えるように用途を設定している。

<木曾委員>

目標額より少なかった場合はどうするのか。

<環境政策課長>

少ない場合は、例えばワークショップの規模を縮小するなど、来年度当初予算で協議させていただきたい。

<木曾委員>

目標額より多く集まれば、残りは他の環境の事業に使うのか。

<環境政策課長>

その通りである。基金に入るので、翌年度に継続して使うということもある。集まれば大変有り難いと思うが、金額によって検討していきたい。

<木村副委員長>

寄附を集めてどうするのか。

<環境政策課長>

来月、定員100名でエコバッグを作るワークショップの開催を予定しており、来年度も継続して開催していく。今年7月にJR亀岡駅前で巨大なエコバッグをクレーンで吊り下げた。これを切り分けてエコバッグを作る。切り方により倍くらいは作れると思う。数は申し込み状況により考えていく。今年は霧の芸術祭に委託しており、デザイナーによる機能的なオリジナルエコバッグを作って、市民の皆さんに持っていただきたいと思っている。亀岡にはパラグライダーの飛行場があるので、来年はパラグライダーの生地を使ってエコバッグの生地作りもしたいと思っている。

<木村副委員長>

1,000万円寄附を集めて、諸経費を引いた残りの500万円で事業をするのか。

<環境政策課長>

今年の事業についても、エコバッグの作製に費用がかかっている。デザイナーのオリジナルなデザインを活用したり、バッグを作るのに造形芸大の協力で裁断しパッチワークをしたりといった作業に経費がかかっている。来年は、亀岡市内で雇用を生みながらやっていけたらいいと思っている。

<木村副委員長>

安くてもっと多くの人々が持てるようなエコバッグを作ってほしい。エコバッグを増やしてレジ袋を買う人がなくなるようにしたい。500万円使って100人ということは1人5万円ということだ。もっと多くの人にエコバッグを持ってもらえるよ

うな事業をしてほしい。

<環境政策課長>

エコバッグを販売されている事業者もある。民間の取り組みも大事なことである。今回のフライバックプロジェクトは、パラグライダーの生地を使うという新たな考え方のエコバッグであり、それを持ってもらうことにより発信につながる効果も見越して事業を行いたいと思っている。500万円が全てエコバッグに変わるというよりも、エコバッグを作るための拠点整備も費用の中に含む。希望があればバッグの数をもっと増やすことも可能である。できるだけエコバッグが普及するような取り組みにしたいと思っている。

<木曾委員>

PRにはいいが、1個当たりが高いものになる。デザイナー料がほとんどであろう。デザイナーにエコバッグを作ってもらうから価値があるので、価値のあるエコバッグであるという宣伝効果も含まれているとの理解で、ほとんどがデザイナー料ということでいいか。

<環境政策課長>

ほとんどということでもない。発信性という意味での費用も含まれている。10月のワークショップには、ミシンの得意な市民にミシン隊として集まっていただき、裁断やパッチワークの作業をしていただく。そういった方の謝礼も含んでおり、出来上がったフライバックを持っていただくことが発信につながる。

<福井委員長>

集まった寄附は基金に積み立て、議案として出てくる。素晴らしい取り組みであるが、議案の説明がファジーで、何をするかわからない。議会は、400万円の予算が出てきたら内容を見て採決する。寄附でもらったものであるから、良いように使えばいいという気持ちはわかる。議員も、今までの堅い役所的発想ではなく、民間的な発想を求めてきたことも事実であるが、500万円の予算が議案で出てくれば審議しなければならない。1個5万円のエコバッグを作るのはどうかということになる。今後、ふるさと納税で集まった寄附金を使う時、どのように使うかの説明の仕方を理事者も考えてもらいたい。

<環境市民部長>

今回、エコバッグを作る取り組みを行うが、来年度予算では明確な説明ができるようにしたい。

<木曾委員>

エコバッグが普及しプラスチックごみゼロ宣言に近づいていくようにしようと思えば、まだ協力いただけていない事業者に対し、寄附の500万円を使って安いエコバッグを配り店舗に置いてもらうという啓発の仕方もあるのではないか。素晴らしいデザイナーの作ったエコバッグが普及するということがばかりではなく、お客さんからレジ袋代を取れないという商店もあるのでそこにエコバッグを普及させる費用も含まれているということであれば、住民にも寄附者にも説明できる。500万円で100個のエコバッグを作るという事業に寄附が集まるか心配する。デザイナーのエコバッグも作るが、協力いただけない商店にエコバッグを普及させることにも寄附を使っているというように、幅広く考えた方がいいのではないか。

<環境市民部長>

ご意見いただいたことに配慮し予算を提出するのでよろしくお願ひしたい。議員の皆さんは商業者から色々な意見を聞いておられると思うので、教えていただき取り組みに反映させたい。

<市長公室長>

今後もふるさと納税を使った事業が出てくると思う。ふるさと納税を始める時点で支出や目的を明確にしていく。

<木村副委員長>

5円や3円のレジ袋代を払うのが嫌だという声があるからマイバッグを普及させようとしている。ある店に1,000円のマイバッグが売られていたが、誰も買う人はいなかった。100円くらいのマイバッグを親子で作ってもらうような庶民的な取り組みをしてほしいと思う。

(質疑終了)

13:21

(2) 亀岡市名誉市民肖像レリーフの作製について

市長公室長 あいさつ
秘書広報課長 説明

<<質疑>>

<木曾委員>

予算特別委員会の時、どのような内容で議会に説明いただいたのか。

<秘書広報課長>

最初の名誉市民である大槻先生の銅像を制作していることから、上田先生、谷口先生の銅像を制作したい。生涯学習宣言30周年またガレリアかめおか開館20周年ということで、設置場所はガレリアかめおかを基本に銅像を設置したいと説明させていただいた。

<木曾委員>

銅像から内容が変わったのはなぜか。説明と違うことをして、既に制作を始めているということであるが、予算審議と違うことをするのはおかしいのではないか。

400万円の予算も要らなかったのか。予算を認めたということは、提案通り作ってくれと言ったということだ。予算の根拠が崩れている。変更した経過は。

<秘書広報課長>

ガレリアかめおかのどの場所に設置するかを検討する中で、スペースの問題があった。銅像の形を変え、同じブロンズの鋳造型でレリーフを制作して壁に取り付けることで、大きなスペースを阻害することなく、来館者に見ていただくことができると考えた。在りし日のお姿とご功績を将来にわたって広く顕彰していくという当初の設置目的のために効果的な変更ということで、レリーフという形にした。

<木曾委員>

人を顕彰するということに対し、当初の計画と違うことをされたら顕彰される人もがっかりされる。提案通りできないのであれば、途中で議会に対して説明をすべきだ。安くできればそれでいいのか。顕彰者に対して失礼である。

<山本委員>

予算特別委員会の際に私が意見として言ったことが今回反映されているのでいいのだが、ただ、銅像以外の方法はないのかと聞いたが頑なに銅像と答えられた。予算で通って、議会に説明なく形を変えるということが普通にありえることなのか。

<市長公室長>

予算内で、目的を変えない範囲で執行側で変更していることはあるが、今回は、銅

像を作るということで予算を議決いただき、意見もいただいたが、執行側で形を変えてしまったことは申し訳なく思っている。銅像をレリーフに変えることを先に議会に報告しておく必要があったと思っている。ただ、お姿とご功績を末永く顕彰するという銅像設置の目的は、レリーフになっても変わっていないのでご理解いただきたい。

<山本委員>

私は予算特別委員会で、銅像だけが顕彰する形なのかと言ったと思う。しっかりと称えていきたいという思いでレリーフとして作ったのであれば特に問題ないと思うが、説明はしていただきたかった。

<三上委員>

アプローチや完成品が変わることはあってもいいかもしれないが、議論の経過がある。予算特別委員会で、なぜ銅像なのか、どこに置くつもりなのか、銅像よりも壁に貼る形にすれば予算も安くなり説明文も書けるのではないかという議論があり、それでも頑なに銅像だと答えていたのに、その時言っていたことに変わっているので驚いている。400万円で2つの銅像を作ることができなかったのか。

<秘書広報課長>

今回のレリーフは2体で255万2,000円で契約した。銅像も400万円以内でできることになっていた。

<三上委員>

議論の経過があつての変更なので腑に落ちない点がある。

<木曾委員>

予算特別委員会で議員から意見があつた時、頑なに銅像を作ると言っていたのに、相談なく変更するのはおかしいのではないか。理事者が信用できないということになる。予算特別委員会で、議員からの意見を参考にして決めると言っていればこんなことにはならない。議員の意見を無視して銅像を作ると言い切っておきながら変えるのは、金額は安くなるのでいいかもしれないが、そんな問題ではない。変えるのであれば議会に対して説明があつて当然だ。契約も交わし、除幕式も決まっているのに、今になって説明されても何も言えない。

<福井委員長>

もう仕方がないことなので、報告を受けておくしかない。

<市長公室長>

予算を議決いただいた中で、こちらで変更を加えたということは反省している。今後、大きく変更する場合は事前に相談させていただくのでよろしく願います。

(質疑終了)

13 : 47

6 陳情・要望について

(1) 令和2年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

<福井委員長>

郵送でいただいたものである。聞き置く程度としてよいか。

<三上委員>

理科の備品は確かに貧弱である。貧弱なのと実習助手がいないのとダブルである。理科備品には特別な予算が付くが、それでも充実していないのは確かである。また

学校を見て回って皆さんに報告する。今回の要望については聞き置く程度でいいと思う。

<福井委員長>

意見を認識しておきたい。この要望については聞き置く程度とする。

7 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

<福井委員長>

議会だよりの掲載事項として2項目を決めたいので意見を願います。

<木曾委員>

消防施設整備事業費で資機材を購入することについて、安全安心の向上につながるものとして市民に広報するというので入れたらどうか。

<三上委員>

市立図書館条例について、指摘要望事項を付けるのであれば市民に報告しなければならないが、細かく書けないものを示してもわかってもらえない。普通は指摘要望事項の文章を忠実に掲載するが、利用者の不便と言っても、入れ替えているとか待たなければならないといった色々な問題がある。それらを回避するため、安全性や利便性が高まるように努めてほしいと要望したということがわかるように書けたらと思う。

<木曾委員>

要望したということではなく、委員会の中で議論が高まって、結果として指摘要望事項になったという議論の経過を書けばわかるのではないか。

<三上委員>

指摘要望事項の原文を載せてもわからないので、議論の経過がわかるように書ければいい。

<松山委員>

情報化推進経費のRPA導入について、今後検証し、結果として住民サービスを向上させることが目的の一つであるので、議会だよりで広報するのもいいのではないか。

<福井委員長>

3項目は載せられない。図書館条例についてはやめてもいいか。

<三上委員>

指摘要望事項は議決結果として議会だよりに載せるので、RPAにすればどうか。

<福井委員長>

消防施設整備事業費の資機材購入と情報化推進経費のRPA導入についての2項目とする。

14:56

(2) 次回の日程等について

<福井委員長>

今後の委員会運営については、時間が押しているので次回に送る。

次回は、10月1日(火)午前10時から開催する。

散会 ～14:57